

土木施設課（技術監理担当）が担当する事項

- ・管路資材分科会の召集及び開催
- ・資材承認基準の決裁
- ・資材承認の決裁及び承認通知書の作成
- ・製品指定理由書の決裁及び管財課への送付

給水課が担当する事項

- ・資材承認基準の制定
- ・資材承認申請の受付
- ・管路資材分科会における説明及び配布資料の作成
- ・資材承認に係る書類審査及び工場（製品）検査
- ・資材供給者一覧表の作成
- ・承認に係る情報の関係部署への通知

※本表に記載の無い事項については、土木施設課（技術監理担当）及び給水課にて協議の上決定する。